

春日井市市民活動支援センター運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市市民活動支援センター（以下「市民活動支援センター」という。）を円滑に運営するに当たり必要な意見を求めるため、春日井市市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 運営委員会において意見を求める事項は、市民活動支援センターの運営に関する事項とする。

(組織)

第3条 運営委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 登録団体の代表者又は同団体が推薦する者
- (2) 市内の民間非営利組織（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動を行う団体をいう。）の代表者又は同団体が推薦する者
- (3) ボランティア関係者
- (4) 春日井商工会議所が推薦する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 運営委員会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、運営委員会の会議を進行する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、いきがい創生部市民活動支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。